

山口県報

平成27年
3月31日
(火曜日)

目次

- 公安委規則
- 山口県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則……………一
- 山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則……………二
- 山口県道路交通規則の一部を改正する規則……………三
- 公安委告示
- 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部改正
(三件)……………三



山口県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第二号

山口県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則
山口県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成十八年山口県公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表申出の場所の欄中「警察本部生活安全全部生活環境課」を「警察本部生活安全全部生活安全企画課」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第三号

山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則

山口県警察本部組織規則（昭和二十九年山口県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

- 第二条第二項中「五課」を「三課」に改め、「地域課」及び「通信指令課」を削り、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「生活安全全部地域課に鉄道警察隊を」「生活安全全部生活環境課にサイバー犯罪対策室を、地域部地域運用課に鉄道警察隊及び広域自動車警ら隊」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。
- 3 本部の地域部に次の二課を置く。

地域企画課

地域運用課

第四条第二項生活安全企画課に関する部分第四号中「家出人」を「行方不明者」に改め、同部分中第十一号を第二十二号とし、同号の前に次の九号を加える。

十三 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の施行に関すること（生活環境課及び組織犯罪対策課の主管に属するものを除く。）。

十四 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四十九号）の施行に関すること（生活環境課及び組織犯罪対策課の主管に属するものを除く。）。

十五 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）の施行に関する事務で公安委員会の所掌に属するものに関すること（生活環境課の主管に属するものを除く。）。

十六 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号）の施行に関する事務で公安委員会の所掌に属するものに関すること（生活環境課の主管に属するものを除く。）。

十七 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）の施行に関する事務で公安委員会の所掌に属するものに関すること（生活環境課の主管に属するものを除く。）。

（生活環境課の主管に属するものを除く。）。

十八 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の施行に関する事務で公安委員会の所掌に属するものに関すること（生活環境課の主管に属するものを除く。）。

十九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）の施行に関すること（少年課及び生活環境課の主管に属するものを除く。）。

二十 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）の施行に関すること（少年課及び生活環境課の主管に属するものを除く。）。

二十一 金属くず類回収業に関する条例（昭和三十二年山口県条例第三十二号）の施行に関すること（生活環境課の主管に属するものを除く。）。

第四条第二項生活安全企画課に関する部分中第九号及び第十号を削り、第八号を第十号とし、第七号の次に次の四号を加える。

八 古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）の施行に関すること（生活環境課の主管に属するものを除く。）。

九 質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）の施行に関すること（生活環境課の主管に属するものを除く。）。

十 警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）の施行に関すること（生活環境課の主管に属するものを除く。）。

十一 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）の施行に関すること（生活環境課の主管に属するものを除く。）。

第四条第二項地域課に関する部分を削り、同項生活環境課に関する部分第四号及び第五号を削り、同部分第六号中「高圧ガス」を「銃砲刀剣類、火薬類、核原料物質、高圧ガス」に改め、「こと」の下に「（組織犯罪対策課の主管に属するものを除く。）」を加え、同号を同部分第四号とし、同部分第七号から第十号までを削り、同部分第十一号中「風俗関係事犯」を「売春その他の風俗関係事犯」に改め、同号を同部分第五号とし、同部分中第十二号を削り、第十三号を第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七 インターネット異性紹介事業に係る法令違反の取締りに関すること（少年課の主管に属するものを除く。）。

八 古物営業、質屋営業、警備業、探偵業及び金属くず類回収業に係る法令違反の取締りに関すること。

第四条第二項生活環境課に関する部分中第十四号から第二十号までを削り、第二十一号を第九号とし、第二十二号を第十号とし、同号の次に次の二号を加える。

十一 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）の

施行に関すること。

十二 情報技術を利用する犯罪の取締りのための技術的支援に関すること。

第四条第二項生活環境課に関する部分中第二十三号を同部分第十三号とし、同項通信指令課に関する部分を削り、同条第五項警備課に関する部分第二号中「地域課」を「地域企画課」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項刑事企画課に関する部分中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 犯罪手口に関すること。

第四条第三項捜査第一課に関する部分中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 地域部に属する課の事務は、次のとおりとする。

地域企画課

一 部の事務の総合調整に関すること。

二 地域警察に関すること（地域運用課の主管に属するものを除く。）。

三 水上警察に関すること。

四 警ら用無線自動車及び警察用船舶の運用に関すること。

五 雑踏警備に関すること。

六 水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助及びこれらの事故の防止に関すること。

七 警察有線通信の運用に関すること。

八 前各号に掲げるもののほか、部内の他の課の主管に属しないこと。

地域運用課

一 鉄道警察に関すること。

二 広域自動車警ら活動に関すること。

三 警察用航空機の運用に関すること。

四 通信指令に関すること。

五 警察無線通信の運用に関すること。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

山口県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第四号

山口県道路交通規則の一部を改正する規則

山口県道路交通規則（昭和四十七年山口県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表二の項三二六号に関する部分中「大字厚狭字植生田四七五の一」を「大字郡字一里ヶ浴三四九」に改め、同表三の項安岡港長府線に関する部分の次に次のように加える。

下関港安岡線

下関市山の田東町六四二地先から同市富任町一丁目一〇八三の一二地先まで

別表四の項高尾・幡生線に関する部分の次に次のように加える。

汐入・山の田線

下関市大坪本町一三六六の三地先から同市山の田本町一の七地先まで

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

山口県公安委員会告示第八号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示（昭和四十一年山口県公安委員会告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月三十一日

山口県公安委員会

表山口県山口警察署の部大内交番の項所管区の欄中「大内矢田南八丁目」の下に、「大内氷上一丁目、大内氷上二丁目、大内氷上三丁目、大内氷上四丁目、大内氷上五丁目、大内氷上六丁目、大内氷上七丁目」を加え、同表山口県宇部警察署の部宇部駅前交番の項所管区の欄中「西宇部北七丁目」の下に、「厚南中央一丁目、厚南中央二丁目、厚南中央三丁目、厚南中央四丁目、厚南中央五丁目、厚南中央六丁目」を加える。

山口県公安委員会告示第九号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示（昭和四十一年山口県公安委員会告示第六十三号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日

から施行する。

平成二十七年三月三十一日

山口県公安委員会

表山口県防府警察署の部三田尻交番の項所管区の欄中「（向島警察官駐在所の所管区を除く。）」を、「大字野島」を、「大字野島、大字向島」に改め、同部向島警察官駐在所の項を次のように改める。

向島警察官 連絡所	防府市大字 向島
--------------	-------------

表山口県山口警察署の部山口駅前交番の項所管区の欄中「三の宮二丁目」の下に、「芝崎町、桜島一丁目、桜島二丁目、桜島三丁目、桜島四丁目、折本一丁目、折本二丁目」を、「上天花町」の下に、「桜島五丁目、七尾台、緑ヶ丘、平野一丁目、平野二丁目、平野三丁目、江良一丁目、江良二丁目、江良三丁目、桜島六丁目」を、「中河原」の下に、「宮野下（宮野上警察官駐在所の所管区を除く。）」を加え、同部徳佐交番の項の次に次のように加える。

宮野下警察 官連絡所	山口市桜島 一丁目
---------------	--------------

表山口県山口警察署の部宮野下警察官駐在所の項を削り、同表山口県山南警察署の部陶警察官駐在所の項及び鑄銭司警察官駐在所の項を次のように改める。

川東警察官 駐在所	山口市陶	山口市のうち陶、鑄銭司、名田島
鑄銭司警察 官連絡所	山口市鑄銭 司	

表山口県宇部警察署の部船木交番の項を削り、同部小野警察官駐在所の項の次に次のように加える。

船木警察官 駐在所	宇部市大字 船木	宇部市大字船木
--------------	-------------	---------

表山口県山陽小野田警察署の部植生交番の項所管区の欄中「大字福田」の下に、「大字津布田」を加え、同部厚狭駅前警察官連絡所の項の次に次のように加える。

梶警察官連 絡所	山陽小野田 市大字郡	
-------------	---------------	--

津布田警察
官連絡所
山陽小野田
市大字津布

表山口県山陽小野田警察署の部渡場警察官駐在所の項所管区の欄中「及び梶警察官駐在所」を削り、同部梶警察官駐在所の項及び津布田警察官駐在所の項を削り、同表山口県下関警察署の部吉見警察官駐在所の項所管区の欄中「大字永田郷」の下に「、大字吉母」を加え、同部吉母警察官駐在所の項を削る。

山口県公安委員会告示第十号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示（昭和四十一年山口県公安委員会告示第六十三号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月二十一日から施行する。

平成二十七年三月三十一日

山口県公安委員会

表山口県下関警察署の部北部交番の項を削り、同部川中交番の項位置の欄中「綾羅木本町三丁目」を「稗田西町」に改め、同項所管区の欄中「のうち」の下に「椋野町一丁目、椋野町二丁目、椋野町三丁目、生野町一丁目、生野町二丁目、宝町、三河町、大学町一丁目、大学町二丁目、大学町三丁目、大学町四丁目、大学町五丁目、山の田北町、山の田東町、山の田本町、山の田中央町、山の田南町、山の田西町、武久町一丁目、武久町二丁目、卸新町、椋野上町、藤ヶ谷町、武久西原台、新椋野二丁目、新椋野三丁目、新椋野三丁目」を、「長州出島」の下に「、大字椋野、大字藤ヶ谷」を加える。

平成二十七年三月三十一日印刷
平成二十七年三月三十一日発行

発行人

山口県庁
山口県知事